

育児（産後）休業明けでの利用申込に関する申告・誓約書

※育児（産後）休業明けでの申請となる方は、必ずご記入のうえご提出ください。

児童氏名	男・女	児童 生年月日	年	月	日生（	才）
------	-----	------------	---	---	-----	----

船橋市長 あて

1. 保育施設の利用申込みにあたり、育児（産後）休業からの復職について、次のとおり申告します。 （いずれかに☑してください）	
1	☐ 直ちに復職を希望する
2	☐ 希望保育所等が利用不承諾であれば育児休業の延長も許容できる

2. 育児（産後）休業明けでの申請について、以下のことについて理解し、利用申込みをします。	
1	上記1で「1. 直ちに復職を希望する」を選択し、提出された「就労証明書」により就労条件及び復職の予定について確認できた場合には、基準点数（就労）に復職予定の調整点1にて2点（令和8年度からは20点）を加点して利用調整を行います。
2	上記1で「2. 育休延長も許容できる」を選択し、提出された「就労証明書」により就労条件及び復職の予定について確認できた場合には、減点適用（-35点（令和8年度からは-350点））し利用調整を行います。ただし、必ず不承諾となることをお約束するものではありません。
3	「復職」とは、育児（産後）休業を取得している職場に、「就労証明書」に記載された労働契約上の条件（就労日数・就労時間）で復帰することをいいます。 同じ勤務先内で部署、勤務地、派遣先が変更となる場合も復職に含まれます。ただし、育児短時間勤務制度を利用することは可能です。 同じ職場に復帰する場合でも労働契約上の就労日数や就労時間が減る場合や、同じ就労条件でも転職（派遣元の変更を含みます）する場合は、「復職」ではないため、利用調整において、基準点数は復職予定の調整点数を加点しません。
4	上記1でご選択いただいた項目を変更する場合は、「保育所等利用申込の希望変更届」をご提出ください。

3. 現在育児（産後）休業を取得中であり、保育所等の入園が決定した場合、以下のことについて誓約します。	
1	保育施設に入園した月の翌月15日までに必ず利用申込時に提出した「就労証明書」に記載の勤務先、労働契約で就労すること。
2	市が指定した期限までに、船橋市指定の「就労証明書」を提出すること。（※「復職日（予定）年月日」を必ず記載すること。）
3	下記AからDに該当する場合は入園の内定を辞退すること。 または保育の実施を解除されること（退園）になっても異議を申し立てないこと。
A	市が指定した期限までに就労を開始できない場合
B	育児（産後）休業を取得していた勤務先で就労せず転職した場合（派遣社員は派遣元の変更を含む） ※ 人事異動に伴う勤務地や部署等の変更は、転職に含まない
C	上記に記入した労働契約上の就労時間、就労日数から時間等を減らして復職した場合 ※ 労働契約を変更しない時短勤務は可
D	復職後に就労証明書を提出しなかった場合

【署名欄】

誓約年月日 年 月 日

住所

保護者氏名